

酒税率一覧表(令和5年 10 月1日～令和8年9月 30 日)

1. 酒税法第23条関係

酒 類 の 分 類		アルコール分等	1 k l 当 た り 税 率
○発泡性酒類			
ビ ー ル		発泡性の有無を問わない	181, 000円
発 泡 酒	次の3つに該当するものを除く		181, 000円
	麦芽比率25%以上50%未満（アルコール分10度未満）		155, 000円
	麦芽比率25%未満（アルコール分10度未満）		134, 250円
	いわゆる「新ジャンル」（アルコール分10度未満）（※）		
そ の 他 の 発 泡 性 酒 類		ビール、発泡酒以外でアルコール分10度未満であって発泡性を有するもの	80, 000円
○醸造酒類（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）			
清 酒		100, 000円	
果 実 酒			
そ の 他 の 醸 造 酒			
○蒸留酒類（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）			
連 続 式 蒸 留 焼 酎		21度以上 21度未満	200, 000円に20度を超える 1 度ごとに10, 000円加算 200, 000円
単 式 蒸 留 焼 酎			
原 料 用 アル コ ー ル		37度以上 37度未満	370, 000円に37度を超える 1 度ごとに10, 000円加算 370, 000円
ウ イ ス キ ー			
ブ ラ ン デ ッ			
ス ピ ツ			
○混成酒類（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）			
合 成 清 酒			100, 000円
み り ん			20, 000円
甘 味 果 実 酒		13度以上 13度未満	120, 000円に12度を超える 1 度ごとに10, 000円加算 120, 000円
粉 末 酒			390, 000円
雑 酒	みりん類似		20, 000円
	21度以上		200, 000円に20度を超える 1 度ごとに10, 000円加算
	21度未満		200, 000円

（※）いわゆる「新ジャンル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたものでエキスを分が2度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒（麦芽比率50%未満のもの）に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、エキスを分が2度以上のもの。
（注）「一定の物品」とは、次のものをいう。
イ たんぱく質物分解物（大豆を原料とするもの）及び酵母エキス又はこれらとカラメル
ロ たんぱく質物分解物（えんどうを原料とするもの）及びカラメル又はこれらと食物繊維
ハ とうもろこし、たんぱく質物分解物（とうもろこしを原料とするもの）、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香味料、くえん酸三カリウム及びカラメル

2. 租税特別措置法第87条の2 関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの（リキュールについては12度未満のもの）については、1 の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品 目	アルコール分等	1 k l 当 た り 税 率
連 続 式 蒸 留 焼 酎	9度以上13度未満	80, 000円に8度を超える1度ごとに10, 000円加算
単 式 蒸 留 焼 酎		
ウ イ ス キ ー	9度未満	80, 000円
ブ ラ ン デ ッ		
ス ピ ツ		

3. 租税特別措置法第 87 条関係（令和 6 年度～令和 10 年度）

事業計画等について承認を受けた者（承認酒類製造者）が、次の(1)から(9)までのいずれにも該当しない、かつ、前年度の総課税移出数量が 3, 000k l 以下である場合には、当年度酒税累計額に応じて 1 又は 2 の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。
(1) 前年度の末日において常時使用する従業員の数が 300 人を超える個人
(2) 前年度の末日において資本金等の額が 3 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人を超える法人（特定大法人）
(3) 前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係がある法人
(4) 前年度の末日において法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定大法人のうちいずれか一の特定大法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人による完全支配関係があることとなるときに当該法人
(5) 酒税法第 7 条第 1 項の規定により製造免許を受けている者以外の者（製造免許を有しない者）
(6) 酒税法第 7 条第 3 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて同条第 1 項の規定により製造免許を受けている者であって、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者（試験製造免許のみを有する者）
(7) 前年度の末日以前 2 年以内において酒税の滞納処分を受けた者
(8) 酒税法第 10 条第 3 号から第 5 号まで又は第 7 号から第 8 号までに規定する者（免許の取消要件に該当する製造者）
(9) 酒類業組合法第 84 条第 2 項又は第 86 条の 4 の規定による命令に違反した者

当年度 酒税累計額	軽減割合			
	前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量			
	400k l 以下	400k l 超 1, 000k l 以下	1, 000k l 超 1, 300k l 以下	1, 300k l 超
5, 000 万円以下	20%	15%	10%	5 %
5, 000 万円超 8, 000 万円以下	10%	7. 5%	5 %	2. 5%
8, 000 万円超 1 億円以下	5 %	3. 75%	2. 5%	1. 25%

（注） 実績報告書を適用年度の翌 5 月 31 日までに提出しない場合には、適用できない。

4. 所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）附則第 54 条、第 55 条及び第 63 条関係（経過措置）

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ 1, 300k l 以下である者（前年度の総課税移出数量が 10, 000k l 超の酒類の製造者を除く。）が、当年度に移出する酒類の 200k l までのものについては、1 又は 2 の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。
なお、前年度の課税移出数量が 1, 000k l 超～1, 300k l 以下の場合には上段の軽減割合、1, 000k l 以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品 目	清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものに限る）（注 1）	果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）（注 1）	合成清酒、発泡酒（注 1）	ビール
軽減割合	10%	20%	5 %	7. 5%
	20%	28. 9% （注 2）	10%	15%

（注） 1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を 6. 25%軽減した酒税額とする。
2 正確には 90 分の 26
3 令和 6 年度以降は、事業計画等について承認を受けた者（承認酒類製造者）が、令和 6 年 3 月 31 日までに旧制度を適用する旨の届出書を提出した場合に適用できる。ただし、一度、旧制度の適用をやめる旨の届出書を提出し新制度を適用することとした場合には、新制度を適用することとした年度以降は、この表の軽減割合を適用できない。